様式第九及び第十一特定―第12表6の3の次に次の表を加える。

6の4　海外認証排出削減量に係る情報

| 削減量の種別 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 識別番号 | 対象企業名（特定排出者コード） | 無効化日 | 無効化量 | |
| | | | $t\text{-}CO_2$ | |
| | | | $t\text{-}CO_2$ | |
| | | | $t\text{-}CO_2$ | |
| | | | $t\text{-}CO_2$ | |
| 合　計　量 | | | | $t\text{-}CO_2$ |

備考　1　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
4　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

**附　則**

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、様式第九及び第十一特定―第12表6の3の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

**○経済産業省令第十八号**

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、容器保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　経済産業大臣　茂木　敏充

容器保安規則等の一部を改正する省令

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出し及び同条第二号中「充てん」を「**充填**」に改め、同号中「有するもの」を「有し、かつ、使用される環境に応じた適切な材料を使用して製造したもの」に改める。

第二十四条第一項第五号及び第七十一条第二項第五号中「二年一月」を「二年二月」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○経済産業省令第十九号**

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　経済産業大臣　茂木　敏充

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「もの」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第十五号中「第十一号から第十四号まで」を「第十五号から第十八号まで」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十四号中「第十一号」を「第十五号」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十三号中「第十一号、第十二号及び第十四号」を「第十五号、第十六号及び第十八号」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十二号中「第十一号」を「第十五号」に改め、同条中同号を第十六号とし、第十一号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、第九号を第十三号とし、同条第八号中「もの」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同条第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　特定水力発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの

第二条第七号中「もの」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの

第二条第六号中「もの」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　水力発電設備（水車及び発電機、変圧器、遮断器その他の電気設備の全部並びに水圧管路の全部若しくは一部のみを新設し、又は更新するものに限る。以下「特定水力発電設備」という。）であって、その出力が二百キロワット未満のもの

第二条第五号の次に次の一号を加える。

六　海に設置される風力発電設備であって、船舶により当該風力発電設備に係る風車及び風車を支持する工作物（以下「風車等」という。）を設置し、かつ、船舶により当該風車等の保守に従事する者及びその保守を行うために必要な器材その他の物資を輸送することを要するもの（以下「洋上風力発電設備」という。）で、その出力が二十キロワット以上のもの

第三条中「当該再生可能エネルギー電気が既に他の電気事業者に供給されていた」を「当該認定発電設備を用いて最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日から新たに特定契約により再生可能エネルギー電気の供給を開始する日の前日までの」に改める。

第六条第一項第四号に次のように加える。

ニ　当該特定供給者に係る認定（第七条、第八条第一項第一号から第九号まで、同条第二項、第十一条及び第十一条の二において単に「認定」という。）がその効力を失った場合に、接続請求電気事業者が、当該接続に係る契約を解除できることとすること。

第七条第一項中「法第六条第一項の」及び「（以下この条において単に「認定」という。）」を削り、同条第二項第一号中「第九号」を「第十号」に改める。

第八条第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が洋上風力発電設備であるときは、船舶により当該洋上風力発電設備に係る風車等を設置し、かつ、船舶により当該風車等の保守に従事する者及びその保守を行うために必要な器材その他の物資を輸送する体制が備わっていること。

第八条第一項に次の二号を加える。

十二　当該認定発電設備において使用する電気については、当該認定発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー電気をもって充てる構造であること。

十三　特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと。

第十一条中「法第六条第一項の」を削り、同条に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を速やかに電気事業者に通知するものとする。

第十一条の次に次の一条を加える。

**第十一条の二**　経済産業大臣は、認定がその効力を失ったときは、その旨を速やかに電気事業者に通知するものとする。

第二十一条第三項中「及び前項の書類」を削り、「、各二通」を「正本二部」に、「写し二通」を「写し一部とし、前項の書類の提出部数は正本一部及びその写し一部」に改め、同条第四項中「開始の日」を「十一月一日」に改める。